

児童死亡事例対応検証報告書

公表版

令和8年3月

船橋市児童死亡事例対応検証委員会

本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いがなされますようお願いいたします。

目 次

はじめに	3
第1章 検証について	3
1 検証の目的	3
2 検証の方法	3
第2章 事例の概要等	5
1 事例の概要	5
2 家族構成等	5
3 事例の経過	6
第3章 対応状況と課題	17
1 適切なアセスメントと支援	17
2 関係機関の情報共有・連携	19
3 要対協の在り方	22
4 児童相談所間のケース移管と情報共有	24
第4章 提言	26
1 児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化	26
2 家庭に寄り添う支援の実施	27
3 要対協の在り方	28
4 児童相談所と市関係機関との連携	30
おわりに	31
【参考】	
船橋市児童死亡事例対応検証委員会設置要綱	32
船橋市児童死亡事例対応検証委員会委員名簿	34
検証委員会の開催状況	34

はじめに

令和5年7月、船橋市（以下「本市」という。）において、児童相談所及び本市が関与する生後11か月の男児（以下「本児」という。）が死亡するというとても心を痛める事例が発生した。

本市では、虐待による死亡とは断定できないものの、児童相談所及び本市関係機関が連携して支援を行っていたなかで、未来ある尊い命が失われたことを重く受けとめ、こうした悲しい事案が起こることがないように検証するため、令和6年8月1日付けで「船橋市児童死亡事例対応検証委員会」（以下「本委員会」という。）が設置された。

本委員会は、第三者機関として本事例の検証等を実施した。

市におかれては、今後速やかに本提言の具体化に向けた検討・取組に着手されたい。

第1章 検証について

1 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第4条第5項の規定に基づき、本事例への本市の関与や支援について検証することで、今後の取り組むべき課題とそれに対する方策を提言することを目的とするものである。

なお、特定の組織や個人の責任の追及、処罰等を行うことを目的とするものではない。

2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314002号、令和7年3月28日付けこ支虐第126号により改正）等を基に、本委員会において、次のとおり検証等を行った。

(1) 事実関係の把握及び論点の整理

本事例に関与した関係機関からの資料提出、委員からの照会等に基づき、事実関係を具体的に把握し、論点の整理を行った。

(2) 関係者へのヒアリング調査

事実関係を把握等した上で、課題の抽出等に当たって更に必要な情報を得るため、各関係機関に協力を依頼して文書ヒアリング調査を実施した。

(3) 課題の抽出・整理、改善策の検討・提言

児童や保護者への本市の関与や支援について、課題の抽出・整理を行った上で、本市の今後の取組について改善に向けた方策を検討し、提言として取りまとめた。

(4) 会議の運営、検証結果の公表

会議は、プライバシー保護の観点から非公開とした。市長への提言等を含む検証結果は、個人が特定できる情報を削除するなどプライバシーに配慮するとともに、団体名等についても特定できないよう記号化して記載し、報告書として取りまとめて公表した。

※ 検証における県及びA市との連携

本事例では、児童相談所を所管する県及びA市、そして本市の3自治体の各検証機関が検証を実施した。検証に当たっては、3自治体が以下のように連携したことで、検証のための基盤となる事実や全体課題を3自治体が統一して把握した上で、それぞれが議論を深めていくことに繋がった。

- ① 各自治体が保有するケース記録等、検証に必要なあらゆる資料を情報共有した。
- ② 本市及びA市の文書ヒアリング調査は一体で実施したほか、本市の関係機関に対して行われた県の実地ヒアリングに本市事務局が同席した。(本市及びA市においては文書ヒアリング調査、県は実地でのヒアリング調査を実施)
- ③ 実施したヒアリング調査の結果、各検証機関の会議資料や会議録等についても、随時情報共有した。
- ④ 会議開催毎に3自治体の事務局が集まり、進捗状況等を確認し合いながら足並みを揃えて検証を進めた。

※ 本報告書における表記について

- ・ 対応機関を表示する際に特段断りがなければ本市の機関を示すものとする。

例えば、E保育園は本市の市立保育園を示すものである。

- ・ 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会は「要対協」と表記する。

なお、「要対協」における会議の一つとして、「個別ケース検討会議」があり、個別の支援対象児童等について、その児童と直接関わりを有している関係機関等のほか、今後関わりを有する可能性がある関係機関等及び児童福祉担当課の実務担当者をもって構成される。会議は、個別の支援対象児童等について、具体的な支援内容等を検討するため、支援する関係機関等からの要請を受けて、児童福祉担当課が構成員を招集し、適時開催される。

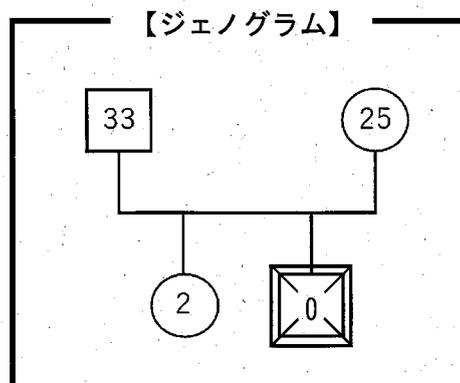
第2章 事例の概要等

1 事例の概要

- 本児は令和4年8月25日に出生したが、母は妊娠35週まで妊婦健診未受診を理由としてネグレクトの疑いの通告があり、A市児童相談所は、令和4年8月30日に本児を一時保護した。なお、この一時保護について母の同意を得ていた。
- 本家庭は、令和4年9月初旬に、A市から本市に転居した。このとき、本児はまだ一時保護中であった。
- 令和4年10月17日、C母子保健事業所はA市B区母子保健担当課から継続支援依頼を受理した。
- 令和4年12月7日、児童福祉担当課はA市B区児童福祉担当課からケース移管を受理した。
- 令和4年12月9日、個別ケース検討会議を実施した。
- 本児は、令和5年4月1日にE保育園に入園した。また、令和5年4月12日、本児の一時保護が解除された。
- A市児童相談所と県児童相談所は、令和5年4月25日からケース移管協議を開始し、令和5年6月7日にケース移管を完了した。
- 令和5年5月18日、個別ケース検討会議を実施した。
- 本家庭は、令和5年6月6日に本市内で転居した。それに伴い、本児はE保育園を退園した。
- 令和5年7月6日、個別ケース検討会議を実施した。
- 令和5年7月26日、本児が救急搬送され、その後、死亡が確認された。死因は不明であった。なお、本児には、頭蓋骨骨折のほか、硬膜下血腫や肋骨骨折などの受傷が確認された。
- 令和6年7月10日、本児に対する傷害及び傷害致死の疑いで母が逮捕された。
- 令和6年7月31日、母は処分保留で釈放され、以降、在宅での捜査が継続された。
- 令和7年8月22日、千葉地方検察庁は母を不起訴とした。

2 家族構成等（本児死亡時点）

- 住所 船橋市
- 世帯構成 父 (33歳)
母 (25歳)
姉 (2歳)
本児 (0歳11か月)



3 事例の経過

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
R4.8.25	本児出生		
R4.8.30	本児の一時保護開始	A市児童相談所	○本児を一時保護（乳児院へ一時保護委託）。 ・妊娠35週まで妊婦健診など未受診。 ・ネグレクトで通告受理。 ・一時保護について母の同意を得る。
R4.8.31		A市B区母子保健担当課	○家庭訪問。 ・父母在宅。 ・父から今度の転居先は本市と聴取。 ・母は、A市児童相談所から子育てできる環境が整うまで解除できないと説明があったと話し、「こどもを児童相談所にとられちゃいました」と泣いている。
R4.9初旬	A市B区から本市へ転居		(住定日はR4.9.13)
R4.9.6		A市児童相談所	○母へ家庭訪問約束のため電話連絡。 ・母より本市に転居した話が出た。
R4.9.9		A市B区母子保健担当課	○母へ電話連絡。 ・C母子保健事業所に支援を依頼することについて了解を得る。
R4.9.14		A市児童相談所	○母へ電話連絡。 ・家庭訪問を伝えると、母は「何しに来るのか」と拒否するが、育児環境の確認する旨伝えると了承。 ・新住所について、「A市B区母子保健担当課に知られてほしくない。本当は誰にも関わってほしくなかった。話を聞いてくれるのはありがたいけど、いきなり家に来られたりして、プライベートを監視されているようで嫌だった」と話す。 ・一時保護について、「児童相談所に預けたくなかったが、周りが勧めて連絡したら一時保護になった。保護には納得していない。なんで大事な時期を一緒に過ごせないのか。健診未受診だったから一時保護されたというが、気づかなかったから仕方ないじゃないですか。なんで子育てのことに口出しするのか」と話す。
R4.9.21		A市児童相談所	○家庭訪問。 ・母のみ在宅。 ・母は保育園入園等を拒否。 ・支援体制が整わない状態で一時保護解除はできない旨伝えると、「解除のために保育園への入園が必要なら探すしかない。手続は自分でやる」と話す。 ・母は一時保護への不満や児童相談所等は信用できないと話す。
R4.9.30		児童福祉担当課	○A市B区児童福祉担当課から情報提供。 ・一時保護しているケースの世帯が本市へ転居した。
R4.10.3		A市B区母子保健担当課	○A市児童相談所から電話連絡 ・母が関係者に対して全面拒否の状況であり、解除の目処は立っていない。 ・(継続的に支援するため)母子保健部門の引継ぎは先に進めていくことを共有する。
R4.10.5		A市B区母子保健担当課	○C母子保健事業所へ電話連絡。 ・本市へ継続支援依頼文書を送付予定。
R4.10.6		C母子保健事業所	・母が転入時の母子保健手続をしていないことを確認する。

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
R4. 10. 11		A市児童相談所	○母へ電話連絡。 ・母は、本児への面会を希望し、父の休日に予定したいと話す。 ・保育園申請のためにA市児童相談所から本市へ情報提供してよいか提案するも、母は専業主婦で保育園に入れないと拒否する。
R4. 10. 13		A市B区母子保健担当課	○C母子保健事業所へ継続支援依頼を送付する。
R4. 10. 17		C母子保健事業所	・A市B区母子保健担当課から継続支援依頼を受理する。
R4. 10. 19		A市児童相談所	○面会調整のため母へ電話連絡。 ・一時保護が2か月を超えるため、延長の同意を打診。母は、「(同意を)するわけがない。その場合、家庭裁判所へいくことは知っている」と話す。
R4. 11. 7	父母の入籍		
R4. 11. 8		A市児童相談所	○本児の33条審問。 ・父母は出席したが、A市児童相談所職員の同席を拒否。 ・家庭裁判所から父母の発言内容がA市児童相談所に伝達され、保育園等の利用には前向きな姿勢を示し、本市の支援は受け入れる意思があることを確認する。 ・保育園の申込みや児童相談所からの連絡に父母が応じるなどの発言もあった。
R4. 11. 22		A市児童相談所	○家庭訪問。 ・父母在宅、室内は片付いている。 ・本児の予防接種について、予診票及び委任状のサインを父母に依頼するが、父から「自分は予防接種を全く受けていないが、困ったことは一度もない。児童相談所には不感しかない」と拒否する。 ・父は、「A市児童相談所との関わりを早めに終え、県児童相談所へ切り替えたい。A市と関わることの精神的負担も考慮してほしい」と話す。
R4. 11. 28	保育園入園申請手続	保育担当課 A市児童相談所	○保育園入園手続 ・A市児童相談所職員が同席の上、本児の保育園入園申請手続を行う。 ・保育園の新規入園申請を受理する。
R4. 12. 6		A市児童相談所	○県児童相談所へ電話連絡 ・県児童相談所に12月9日の個別ケース検討会議出席を打診。 (本児の一時保護解除後、ケース移管の際にしてほしいとして欠席)
R4. 12. 7		児童福祉担当課	・A市B区児童福祉担当課からケース移管。
R4. 12. 9		A市児童相談所、C母子保健事業所、児童福祉担当課	○個別ケース検討会議 ・家族状況や、これまでの経過概要、家庭や児童等の課題や支援等について共有。 ・本児について、出生体重は小さめだが、健康上特段の配慮は要しない。 ・保育園やC母子保健事業所、児童福祉担当課の訪問等により、養育状況を確認しつつ、育児に関する助言を適宜行っていく。 児童虐待が疑われる場合は児童相談所等へ通告を検討するこ

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
			<p>とを確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母は保育園利用について、必要性を感じていないが、一時保護解除の要件であると認識。 ・近隣の保育園は、待機児童が多く、入園見込み時期は4月としばらく先となる。 ・当該家庭の今後の支援について、保育園利用につなげられるよう、A市児童相談所から本市へ保育園利用に係る通知を発出する。本児らが適切に養育されているか、関係機関が定期的に家庭訪問するなどにより見守る。父母の養育力を補えるよう、適宜養育に資する助言をしたり、社会資源の利用を促すことを確認する。
同日		A市児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・本児の一時保護延長承認の審判。
R4.12.13		A市児童相談所、児童福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問。 ・母が不在のため、再度家庭訪問（R4.12.21）を約束。 ・室内は片付けられており、乱雑さや不潔さはない。
R4.12.19		保育担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・A市児童相談所から「保育の実施等が適当であると認める者の保育所入所について」の通知を受理。
R4.12.21		児童福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問。 ・母は急な仕事のため不在。
R4.12.26		C母子保健事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問。 ・父、母在宅。 ・母は最初は無機嫌な態度であった。 ・室内乱雑さはなし。
R5.1.4 ～R5.1.6		D福祉相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・母から、収入面が不安であることについて相談を受ける。 ・手当がもらえない、又は支給されたが生活が苦しいという場合はまた相談するように伝える。 ・緊急支援としてフードバンクから支援可能の旨を伝えると、母は希望する。 ・併せて両親・親族へ支援を依頼してもらうことと、家計を含めた今後の支援方針を話し合いたいことを伝える。
R5.1.10		D福祉相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクへ3か月間の食料支援を依頼する。
R5.1.17		D福祉相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡。 ・フードバンクから食料が届いたことを確認。 ・母がコロナに感染し、細かい話ができなかったため、体調回復後、電話・メールで連絡するよう伝える。
R5.1.20		児童福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○母から電話連絡。 ・母の体調不良の申出により家庭訪問がキャンセル。
R5.1.25		D福祉相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡。 ・来所が難しければ訪問もできることを伝えると「夫と相談する」とのこと。
R5.1.27		児童福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○母から電話連絡。 ・引き続き母は体調不良とのこと。 ・日程を再調整し、家庭訪問（R5.2.1）を約束。
R5.2.1		児童福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問。 ・本児は外泊予定であったが、発熱のため不在。 ・玄関を開けた状態で母と面談を実施。 ・母は困っていることはない話す。
R5.2.6		D福祉相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡。 ・応答しないため、メールを送信する。

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
			・近況の確認と、今後はメールでのやりとりも可能と伝える。
R5.2.7		D福祉相談窓口	○母からメール受信。 ・仕事中は電話に出られないため、今後はメールでやりとりしたいとのこと。
R5.2.8		児童福祉担当課	○D福祉相談窓口から電話連絡。 ・母との相談内容を共有する。 ・D福祉相談窓口が母に他の機関に相談していないか確認したところ、「相談しておらず、子育てについても悩みはない」との回答であったとのこと。
同日		A市児童相談所	○児童福祉担当課から電話連絡。 ・D福祉相談窓口から児童福祉担当課に「1月初めに、母から経済的に困っているとの相談があったこと」、「3か月分のフードバンクの申請をした」という情報提供があったと報告を受ける。 ・児童福祉担当課からD福祉相談窓口には「A市児童相談所とかかわりがあること」、「A市児童相談所の連絡先と担当者の名前」を伝えたとのこと。
R5.2.9 ～R5.2.13	本児外泊		
R5.2.10		保育担当課	・E保育園入園を決定し、自宅へ通知を郵送。父母ともに「就労」要件であったため、本件は就労として認定。
R5.2.13		A市児童相談所	○外泊中の家庭訪問。 ・育児の様子は、手技自体は概ね問題ない。 ・外泊後に不審な傷あざや世話が行き届いていない状況はないことを確認した。
R5.3.1		A市児童相談所	○D福祉相談窓口へ電話連絡。 ・本児は、早ければ3月下旬に一時保護解除となり、自宅に帰る見込みであると伝達。 ・当該家庭へ継続して経済的な面での見守りをするよう依頼。
R5.3.2		C母子保健事業所	○家庭訪問。 ・母は不在、父は休職中。
R5.3.16		D福祉相談窓口	○母からメール受信。 ・フードバンクによる支援へのお礼と、父の健康状態は可もなく、不可もないという内容。 ・家計状況の話をしたいため、来所又は訪問での面談を提案するも、これには返信なし。
同日	E保育園入園説明会	E保育園	・入園説明会のため、来園。 ・園の決まりごと等を説明。
R5.3.16 ～R5.3.24	本児外泊	A市児童相談所	・本児の外泊実施。 ・父母らが胃腸炎により体調を崩したため、外泊中の家庭訪問は中止となる。 ・外泊後に不審な傷あざや世話が行き届いていない状況は確認されなかった。
R5.3.24		児童福祉担当課	○E保育園から電話連絡。 ・A市児童相談所からE保育園へ情報がなかったとのこと、児童福祉担当課からこれまでの経緯等を説明する。 ・E保育園の面接では、父母から一時保護等の話が出てこなかった。 ・父はこどもに慣れていない感じではあった。 ・保育園入園に当たっての説明会では、病院受診で予定が合わ

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
			ない、具合が悪いからとの理由で2回キャンセルとなった。
同日	福祉支援申請	福祉支援担当課	・父が休職していること、令和4年11月から母は就労しているとの情報を聴取する。
R5.3.28		福祉支援担当課	○家庭訪問。 ・福祉支援開始に係る調査に対し、父母ともに協力的であった。 ・他に特段目立った点はなし(猫2匹の飼育を確認)。
R5.3.30		A市児童相談所	○児童福祉担当課へ電話連絡。 ・本児が3月31日から長期外泊予定となっており、問題がなければ4月中旬に一時保護解除となる見込みであるとの情報を共有する。
R5.3.31		A市児童相談所	○E保育園へ情報提供。
R5.3.31 ~R5.4.12	本児外泊	A市児童相談所	
R5.4.1	本児がE保育園に入園		(R5.4.3から慣らし保育)
R5.4.4		A市児童相談所	○家庭訪問。 ・父の病状悪化に伴い福祉支援を申請したことを把握。 ・当面の生活が難しいような事は見受けられず、不安が取り除かれたとして一時保護解除を検討。 ・本児の頬にひっかき傷が見受けられるが、父によると「自分でひっかいてしまった」とのこと。
R5.4.5		A市児童相談所	○福祉支援担当課へ電話連絡。 ・児童相談所が関わっている旨、説明。 ・福祉支援担当課によると「4月中には福祉支援の可否が決まる」とのこと。 ・福祉支援が決定したらA市児童相談所にも一報いただきたい旨依頼。また、それをもって、ケース移管の関係者会議に福祉支援担当課も声がけするか相談したい旨伝える。 ※福祉支援担当課には記録なし。
R5.4.5		E保育園	・本児の頬にひっかき傷があることを確認。 ・母から「食事準備中に姉がやった。姉にも傷があり、お互いやりあった」と聴取。
R5.4.7		A市児童相談所	○県児童相談所へ電話連絡。 ・ケース移管に係る事前連絡。
R5.4.11		A市児童相談所	○児童福祉担当課から電話連絡。 ・4月4日の家庭訪問で、本児と父母は落ち着いて生活できている様子だったことを伝える。 ・家庭の状況を踏まえ、4月12日に判定会議を行い一時保護解除及び県児童相談所へ移管予定であることを説明する。
R5.4.12	本児の一時保護解除	A市児童相談所	・一時保護解除を決定(解除理由:保育園利用や、関係機関の訪問の受け入れ等が確認でき、養育環境の調整がついたことから、在宅での指導が適切と判断したため)。
R5.4.13	福祉支援開始決定		
同日		A市児童相談所	○福祉支援担当課へ電話連絡。 ・4月12日付けで一時保護解除した旨を伝える。 ・福祉支援について、本日決定したと伝えられた。 ※福祉支援担当課には記録なし。

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
R5. 4. 14	福祉支援担当課来課	福祉支援担当課	○父、母、姉、本児来庁。 ・転居支援の対象となることを説明する。 ・父が休職していた職場を退職したことを確認する。
R5. 4. 19		児童福祉担当課	○E保育園へ電話連絡。 ・直近の本児らの様子を確認。 ・傷あざはなく、衛生面でも気になる様子はない。
R5. 4. 25		A市児童相談所	○県児童相談所へ電話連絡。 ・移管協議について連絡。 ・受理後 48 時間の安全確認のため、保育園に登園確認をしてほしい旨の依頼を受ける。
同日		A市児童相談所	○E保育園へ電話連絡。 ・保育園には、概ね毎日通園し、本日も登園を確認したとのこと。県児童相談所に伝える。
同日		県児童相談所	○受理会議 ・ケース移管協議開始を決定。 ・本児はネグレクトで、継続指導中の移管。 ・ネグレクトが発生した背景について、A市児童相談所からアセスメントを確認。 ・支援者の確認をしつつ、関与の目的を整理して、順調であれば市への送致も視野に入れることを検討。 ・A市児童相談所へ受理会議した旨電話連絡。
R5. 4. 28		A市児童相談所	○福祉支援担当課へ電話連絡。 ・5月18日の個別ケース検討会議に出席するよう依頼。 ※福祉支援担当課には記録なし。
R5. 5. 1		福祉支援担当課	○母から電話連絡。 ・母に転居の進捗状況について確認したところ、「一旦申し込みしたが、部屋数が少ないため、キャンセルした」とのこと。引き続き転居支援を行う。
同日		A市児童相談所	○福祉支援担当課から電話連絡。 ・5月18日の個別ケース検討会議は欠席するとの連絡。 ※福祉支援担当課には記録なし。
R5. 5. 8		E保育園	・顔に傷があることを確認する。 ・母から「ベビーベッドの柵にぶつけた」「自分で玩具を落とした」と聞き取り。 ・念のため本児の傷を写真に残す。
R5. 5. 9		E保育園	○A市児童相談所から電話連絡 ・本児の登園状況について確認。 ・本児の顔にあざとかまれたような跡を確認したこと、ベッドについているおもちゃが落ちて当たってしまったと母が答えたこと、写真を撮影したことを伝える。 ・A市児童相談所は当該写真の確認はしなかった。
同日		A市児童相談所	○C母子保健事業所へ電話連絡。 ・本児の近況を共有し、本児の顔にあざがあったことを伝える。 ・近々の訪問時に、家庭内の環境について確認してもらえないか依頼する。
同日		A市児童相談所、県児童相談所	○ケース移管の事前協議。 ・ケース票、児童記録票をもとに事前協議を実施。 ・5月18日に個別支援会議を実施し、同日に同行訪問することとした。
R5. 5. 15		C母子保健事業	○母へ電話連絡するもつながらず。

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
		所	
R5. 5. 15		E 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・本児の顔に傷があることに加え、腹や背中に湿疹を確認。 ・母に確認したところ、「傷は気づかなかった。湿疹は様子を見る。」とのこと。 ・念のため本児の傷を写真に残す。
同日		E 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・本児の腹や背中に湿疹が継続していることを確認。 ・職員から母に受診を勧める。
R5. 5. 17		E 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ○母から受診のため欠席の連絡。 ・母から「受診時すでに湿疹がなくなっていたため、『あせも』との診断だった」との追加連絡あり。
同日		A 市児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○母から電話連絡。 ・母から転居する旨の話を受ける。
同日		児童福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉支援担当課へ電話連絡。 ・家庭訪問時は、家の中は不衛生な様子はなかったとのこと。
R5. 5. 18		A 市児童相談所、県児童相談所、E 保育園、C 母子保健事業所、D 福祉相談窓口、児童福祉担当課、乳児院	<ul style="list-style-type: none"> ○個別ケース検討会議。 ・本児が適切に養育されているか、児童相談所や関係機関の訪問などにより見守っていくこと、父母の養育力を補えるよう、適宜養育に資する助言をしたり、社会資源の利用を促すこと、児童虐待が疑われる状況がある場合については、児童相談所等への通告を検討すること等を共有。 ・E 保育園は傷あざの写真を持参し、傷あざがあったことを報告したが、写真の共有は行われなかった。 ・各関係機関の発言 《乳児院》 ・本児は常に泣いており、理由は特定できなかったが、3 か月くらいから落ち着きが出てきた。 ・外泊中に発熱があったとき、母からどうにもできないため戻したいとの相談があった。 ・養育を地獄だと言っていたときもあった。 《児童福祉担当課》 ・過去に3 回家庭訪問。電話はつながりにくい。 《C 母子保健担当事業所》 ・1 歳 6 か月児健診に来なかったため、3 月 2 日に家庭訪問。連絡が繋がらない。 ・出産祝い金を渡すやりとりでこどもの状態も確認したい。 《D 福祉相談窓口》 ・母から父の休職と養育不安の相談を受けて関与。家計の見直し等をメインに支援している。 《E 保育園》 ・「本児に、たんこぶや顔の傷擦過傷が見られたこと。母からは『おもちゃで遊んでいてけがした、姉にかまれた跡』との説明があった」旨報告。 《福祉支援担当課》（欠席）
R5. 5. 22		E 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が本児の顔に複数の傷があることを確認する。 ・母から「右おでこのアザは姉がブロックを投げた。右鼻の傷は自分で引っ掻く。右頬のアザは寝返りのときにできたのではないか」とのこと。
R5. 5. 23		E 保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・母から6 月 10 日に引っ越しすると聞き取り。 ・保育園については転園予定とのことであるが、転園はすぐには難しいので通いやすい場所へ転居を勧める。 ・児童福祉担当課へ転居の情報を共有する。
R5. 5. 23		児童福祉担当	○県児童相談所へ電話連絡。

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
		課	・保育園から入手した転園の情報について連絡。
R5.5.24		児童福祉担当課	○県児童相談所へ電話連絡。 ・転居の情報共有。
同日		E 保育園	・E 保育園職員が母へ転園届を手渡す。
R5.5.25		E 保育園	○母が転園届提出。 ・父の保育理由が就労から変更となっており、別の書類が必要であることを説明したところ、転園ではなく退園にすると母が回答する。
同日		保育担当課	○児童福祉担当課へ連絡 ・転居を理由とする退園について情報提供。 ・児童福祉担当課から本児の父が休職中であると情報提供を受けたため、保育を必要とする事由を確認するための別の書類が必要となることを伝えた。 ・転居先近隣の保育園等に空きがなかったため、退園ではなく、E 保育園に在籍しながら、転園する方法を提示する。
同日		保育担当課	○福祉支援担当課へ連絡。 ・E 保育園の近くで転居先を探せないか確認したが、すでに母が入居手続等を終了しているため変更できなかった。
R5.5.26		児童福祉担当課	○A 市児童相談所及び県児童相談所へ電話連絡。 ・保育園を退園する旨父母から連絡あったことを伝える。
同日		A 市児童相談所	○福祉支援担当課へ電話連絡。 ・「本児らの保育園退園の話が出ていること、所属先がなくなることは児童相談所として避けたいこと」を伝える。
同日		児童福祉担当課	○関係機関と情報共有。 ・県児童相談所としてはまだ父母と面識がないため、A 市児童相談所に任せるとのこと。 ・A 市児童相談所は母と連絡が取れ、家庭訪問 (R5.5.30) を約束。 ・E 保育園へ、両児童相談所の見解を共有。退園届を渡すことは留められないが「所属がなくなることのリスク」と、「提出は次月まで待っていただくこと」を (父母に) 伝えるように依頼。
R5.5.29		E 保育園	・本児の顔に複数の傷があることを確認する。 ・母から「右目下部分の内出血は自分でタオルに顔をこすりつけた。右頬のアザは寝返りでぶつける。両目の目やに等は眼科を受診する予定」とのこと。 ・母が退園届 (R5.6.30 付け) を提出。
同日		C 母子保健事業所	○母へ電話連絡するもつながらず。 ○家庭訪問するも不在。
R5.5.30		A 市児童相談所、県児童相談所	○家庭訪問。 ・母が体調不良とのことで玄関先で話す。 ・6月6日に転居する旨確認。 ・母より、保育園が遠いことや環境が変わることでこどもに負担がかかることを危惧して転居後すぐの保育園利用は考えていないとの話が聞かれた。 ・転居後も保育園利用など所属を作ること、不可なら家庭訪問での関係機関を受け入れることを指導し母も受け入れていた。
同日		A 市児童相談所	○児童福祉担当課へ電話連絡。 ・家庭訪問の結果について報告。 ・保育園については、既に退園手続をしているため、すぐの対応は難しい。今後、母子保健事業所や児童相談所等の訪問で家

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
			庭状況を確認しつつ、引き続き、所属を作ることを促していく方針を提案。 ・本日の同行訪問をもって、今後は県児童相談所が主担当となる旨伝える。
同日		C 母子保健事業所	○母へ電話連絡。 ・体調不良とのこと。 ・引っ越し手続のため市役所来所予定との話があり、本児の母子健康手帳別冊を交付するため、母子健康手帳窓口に寄るよう案内する。
同日		保育担当課	○児童福祉担当課と情報共有 ・E 保育園から退園届が届いた。 ・入園を条件に一時保護解除した経緯があるため、6 月末までは退園届は受理せずに退園を保留とする。
R5. 5. 31		県児童相談所	○児童福祉担当課へ電話連絡。 ・家庭訪問の状況を共有。 ・退園届の状況を確認。 ・6 月末まで退園を保留する。
同日		児童福祉担当課	○福祉支援担当課から電話連絡。 ・引っ越しについて、6 月 5 日契約、6 月 6 日引っ越しと聞いているとのこと。 ・保育園については、E 保育園が遠いため、送迎が難しいから、退園する予定と母から聞いているとのこと。
R5. 6. 6	本児の E 保育園への最終登園日		
同日	本市内で転居		
R5. 6. 7		県児童相談所	○A 市児童相談所からのケース移管完了。 ・県児童相談所が本家庭の継続指導を開始。 ・母からのネグレクトの疑いで関わりを開始する。 ・所属の再確保、定期的な訪問ができる社会資源の利用により、養育に資する助言が行われる環境を目標とする。
同日		C 母子保健事業所	○母へ電話連絡。 ・引っ越しについて確認すると、すでに引っ越ししたとのこと。 ・母からは、「保育園はもうやめた。本児はしばらく家で生活する」と説明があった。 ・地区担当が F 母子保健事業所に変更になることを母へ伝える。
R5. 6. 9		県児童相談所	○母へ電話連絡。 ・転居済みであることを確認する。 ・家庭訪問 (R5. 6. 12) を約束。
同日		県児童相談所	○児童福祉担当課へ電話連絡。 ・転居先住所を確認する。
R5. 6. 12		県児童相談所	○家庭訪問。 ・室内は片付けられ、ベビーサークルが設置されていることを確認する。 ・本児に目立った外傷は見当たらず、体調不良な様子も見られなかった。 ・保育園入園は送迎が難しいことを理由に検討していないとのこと。 ・所属が確保されていない現時点では関係機関による頻回訪問

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
			を実施していくことなると伝える。
同日		福祉支援担当課	○家庭訪問。 ・室内は引っ越しの段ボールが残っていたが、少しずつ片付けられているとのことで、見たところ整理整頓もきちんとしてされているようであった。 ・保育園については、転園手続にあたって必要となった書類が間に合わなかったため、退園になったと話す。 ・家の近くに保育園がないため、しばらくは保育園には通わず自宅で過ごさせる予定とのこと。
R5.6.16		県児童相談所	○児童福祉担当課へ電話連絡。 ・家庭訪問の状況を共有。
同日		県児童相談所	○保育担当課へ電話確認。 ・転園する場合は月 10 日以上の登園が必要であり、定員も空きがないため、転園が厳しいことを確認。 ・退園後に新規となる場合、就労証明書等の書類が必要であり、父母は面倒くさいため退園する意向を示しているとのこと。
同日		F 母子保健事業所	○母へ電話連絡。 ・地区担当の変更に伴い、家庭訪問 (R5.6.19) を約束。 ・転居してから困っていることはないか尋ねると、小児科専門の病院を知りたいとのことで、訪問時に紹介することとなる。
R5.6.19		F 母子保健事業所	○家庭訪問。 ・本児の体重測定 (発育曲線中央)。 ・母の仕事はシフト制だが土日休み。 ・保育園は入れるなら入りたいが、前の E 保育園に連れて行くことは無理で、空きを待つ余裕はないとのこと。 ・父は体調不良で仮眠中。猫二匹飼育、異臭なし。 ・EPDS は 0 点であったが、育児負担からきている赤ちゃんへの気持ち質問票は 12 点。 ・台所ゲートやテレビなどのガード類設置を確認。 ・見る限り傷あざなし。 ・保育園については、母から「昼間預けられたら助かるが、E 保育園へは無理」と話し、父も「入れるなら入れたいけど」と前向きな返事があった。
R5.6.26		F 母子保健事業所	○県児童相談所へ電話連絡。 6 月 19 日に F 母子保健事業所が実施した家庭訪問の状況を共有。
R5.6.30		保育担当課	退園を決定。
R5.7.6		県児童相談所、F 母子保健事業所、児童福祉担当課	○個別ケース検討会議。 ・各関係機関の情報共有と役割分担について。 ・継続して安心な状況を確認できるまで、関係機関 (県児童相談所、児童福祉担当課、F 母子保健事業所、福祉支援担当課の 4 機関) が連動して頻回に家庭訪問等を継続していく方針を確認する。 ・各関係機関の発言 《児童福祉担当課》 ・保育園入園までのつなぎとして、養育支援訪問事業を案内予定。 ・当該家庭は、通常のケースワークと異なる対応が求められるため、県児童相談所から福祉支援担当課へ定期的な家庭訪問などの協力依頼をしてほしいとの要望がある。 《F 母子保健事業所》

日付	本児及び家族等の状況	対応機関	対応内容等
			<ul style="list-style-type: none"> ・母より E 保育園は送迎ができない、とのことであったので、近くの保育園の申請をしてもらうよう具体的に働きかける予定。 ・F 母子保健事業所は 7 月第 2 週で家庭訪問予定。《福祉支援担当課》(欠席)
R5.7.10		F 母子保健事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問。 ・体重測定。 ・後期乳児健診、予防接種について案内。 ・母は退職し、無職となった。 ・衛生環境は良好であった。 ・薄手の半そで半ズボンの着衣で体重測定。露出している部分に傷あざはなかった。
R5.7.11		F 母子保健事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○県児童相談所へ電話連絡。 ・7 月 10 日に実施した家庭訪問の状況を共有。
R5.7.12		県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡。 ・家庭訪問 (R5.7.20) を約束。
R5.7.13		県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉支援担当課へ電話連絡。 ・毎月固定で家庭訪問は難しいが、半年程度は月 1 での家庭訪問を予定であることを確認する。
R5.7.20		県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問予定日であったが、父母が発熱したため延期。
同日		児童福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○県児童相談所から電話連絡。 ・家庭訪問ができないと個別ケース検討会議で決めた週 1 回の見守りができなくなることを協議。 ・県児童相談所に「父母が体調不良でも本児等の現認は可能か」確認したところ、「週 1 回面談するという在宅指導は入っていないため、父母が体調不良でも本児を現認するという強い指導はできない」との回答を得る。
R5.7.21		県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ○母へ電話連絡。 ・母の体調が回復していないとのこと。 ・家庭訪問 (R5.7.27) を約束。
R5.7.26	本児死亡		
R5.9.27		県児童相談所 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・本児の医療情報を確認。 ・頭蓋骨骨折のほか、硬膜下血腫や肋骨骨折などが確認される。 ・そのほか目立った傷あざはなく、腕や足の骨折は見られなかった。
R6.7.10	傷害及び傷害致死の疑いで母親逮捕。		
R6.7.31	母は処分保留で釈放。以降、在宅での捜査が継続された。		
R7.8.22	千葉地方検察庁は母を不起訴とした。		

第3章 対応状況と課題

1 適切なアセスメントと支援

(1) 保育園の転退園に伴うリスク評価

記録・ヒアリング調査結果 1-(1)

【「R4.12.9 個別ケース検討会議資料」A市児童相談所】

課題：父母は保育園利用については、一時保護解除の要件であるとの認識であり、必要性は感じていない。

【「文書ヒアリング調査回答」F母子保健事業所】

「令和5年6月19日訪問時、EPDSは0点、ボンディングは12点。腹立たしいのは二児が同時に泣くときなどを把握した。」

【「事例の経過」R5.7.6】

○個別ケース検討会議。

- ・各関係機関の情報共有と役割分担について。
- ・継続して安心な状況を確認できるまで、関係機関（県児童相談所、児童福祉担当課、F母子保健事業所、福祉支援担当課の4機関）が連動して頻回に家庭訪問等を継続していく方針を確認する。

【「文書ヒアリング調査回答」児童福祉担当課】

「転居後、E保育園を退園したため、本児の安全確認が困難となっていった。関係機関で安全確認のための週1回の見守りにについても、体調不良などを理由に延期となり、現認確認ができないか、県児童相談所に確認した（R5.7.20）が、在宅指導が入っていないため、強い指導はできないとのことだった。」

【「事例の経過」より抜粋】

R4.12.19 （保育担当課は）A市児童相談所から「保育の実施等が適当であると認める者の保育所入所について」の通知を受理。

R5.5.25 ○母が転園届提出。

- ・父の保育理由が就労から変更となっており、別の書類が必要であることを説明したところ、転園ではなく退園にすると母が回答する。

課題1-(1) 本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があった。

本事案において、本児の保育園入園は一時保護解除の要件となっていたが、本家庭の転居を契機に本児が退園したことで、所属がない状態となった。このような状態に置かれている家庭に対しては、各関係機関は、安全確認を目的とした頻回な家庭訪問だけに終始することなく、家庭全体の養育力や養育環境のアセスメントにより、保育園退園後の状況に応じた支

援の必要性についても十分に検討することで、家庭全体への包括的な支援を実施する必要があった。

また、保育園の転園手続において、虐待が認められるケースでも、虐待以外の給付認定要件があった場合はその要件で認定を行っていたとのことであるが、虐待が認められるケースの場合には、実際に転園できるか否かにかかわらず、児童虐待防止法第13条の3第1項に基づく「特別の支援を要する家庭」(※)として、緊急入園に向けた調整を行うだけでなく、関係部署(児童虐待を担当する部署)と相談の上、児童福祉法第26条第1項第5号に基づく通知により転園時の必要書類の一部を免除するといった手続上の配慮が必要であった。

⇒ 提言2-(1)、2-(2)、2-(3)

(※)【参考】特別の支援を要する家庭

①児童虐待の防止等に関する法律第13条の3第1項

市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業の利用について、(中略)児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

②児童福祉法第26条第1項第5号

妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

(2) 傷あざ等の把握に伴うリスク評価

記録・ヒアリング調査結果 1-(2)

【「事例の経過」R5.5.9】

- ・(E保育園は、A市児童相談所からの電話連絡の際に)本児の顔にあざとかまれたような跡を確認したこと、ベッドについているおもちゃが落ちて当たってしまったと母が答えたこと、写真を撮影したことを伝える。
- ・(A市児童相談所は、C母子保健事業所へ連絡し)本児の顔にあざがあったことを伝える。近々の訪問時に家庭内の環境について確認してもらえないか依頼する。

※E保育園では、4週連続の月曜日に傷あざ等が確認されている。

(R5.5.8写真有、R5.5.15写真有、R5.5.22写真無、R5.5.29写真無)

※A市児童相談所からの家庭内環境の確認依頼により、C母子保健事業所はR5.5.15に電話連絡、R5.5.29に電話連絡及び訪問も不在。R5.5.30電話繋がるも体調不良。R5.6.6転居。

【「文書ヒアリング調査回答」県児童相談所】

「令和5年5月18日の個別支援会議では、母の説明や家庭内の状況から、E保育園で確認された傷あざについては、家庭内の安全配慮不足(ネグレクト)の課題であるという認識を共有したと理解していた。」

課題 1- (2) 傷あざ等の把握に伴い、リスク評価の見直しについて検討が必要であった。

E 保育園は、傷あざ等を把握したことを A 市児童相談所に報告した上で、個別ケース検討会議に写真を持参していた。会議の場でも、傷あざ等を把握したこと及び母親からあった傷あざ等の説明について情報共有したものの、初期のアセスメントであったネグレクトとの認識のまま、ネグレクト以外の可能性に十分な注意が向けられなかった。結果的に、記録した写真や、傷あざ等が複数回確認されているという情報についても共有されず、虐待リスクの評価を変更しうる機会を逸した。

⇒ 提言 1- (2)

2 関係機関の情報共有・連携

(1) 傷あざ等の情報共有

記録・ヒアリング調査結果 2- (1)

再掲

【「事例の経過」 R5. 5. 9】

- ・ (E 保育園は、A 市児童相談所からの電話連絡の際に) 本児の顔にあざとかまれたような跡を確認したこと、ベッドについているおもちゃが落ちて当たってしまったと母が答えたこと、写真を撮影したことを伝える。
 - ・ (A 市児童相談所は、C 母子保健事業所へ連絡し) 本児の顔にあざがあったことを伝える。近々の訪問時に家庭内の環境について確認してもらえないか依頼する。
- ※E 保育園では、4 週連続の月曜日に傷あざ等が確認されている。

(R5. 5. 8 写真有、R5. 5. 15 写真有、R5. 5. 22 写真無、R5. 5. 29 写真無)

※A 市児童相談所からの家庭内環境の確認依頼により、C 母子保健事業所は R5. 5. 15 に電話連絡、R5. 5. 29 に電話連絡及び訪問も不在。R5. 5. 30 電話繋がるも体調不良。R5. 6. 6 転居。

【「文書ヒアリング調査回答」 県児童相談所】

「令和 5 年 5 月 18 日の個別支援会議では、母の説明や家庭内の状況から、E 保育園で確認された傷あざについては、家庭内の安全配慮不足 (ネグレクト) の課題であるという認識を共有したと理解していた。」

課題 2- (1) 確認された傷あざ等について、より丁寧に関係機関と情報共有する必要性があった。

課題 1- (2) でも記載したとおり、個別ケース検討会議において、E 保育園が持参した傷あざ等に関する記録写真や、複数回にわたり傷あざ等が確認されたという情報が共有されなかった。確認した傷あざ等については、写真などの記録と併せて詳細な情報を共有する必要があった。

⇒ 提言 1- (2)

(2) 新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携

記録・ヒアリング調査結果 2-(2)

【「文書ヒアリング調査回答」福祉支援担当課】

「『本ケースが要対協ケースである』という個別の連絡を受けた記録はなく、当時の担当職員にもそうした記憶はない。」

「本ケースが転居先を見つけ、転居手続を開始したのちに、担当職員がA市児童相談所若しくは児童福祉担当課より「本ケースは虐待のあるケースである」という電話連絡を受けてはいる（正確な日時及び連絡元については記録なし。令和5年5月末から6月上旬の範囲内だと思われる。）」

【「事例の経過」R5.3.24】

（児童福祉担当課へ）E保育園から電話連絡。

- ・ A市児童相談所からE保育園へ情報がなかったとのことで、児童福祉担当課からこれまでの経緯等を説明する。

【「経過記録 R5.3.31」A市児童相談所】

E保育園へ発信。

4月から入園する本児についての情報提供。

[E保育園より]

入園説明会での面接では、父母から何も話がなく、離乳食のことを聞いても答えられなかったり、曖昧だったりで母のことがとても気になった。

【「文書ヒアリング調査回答」E保育園】

「面談（入園説明会の面接）する前に過去の経緯などが分かっていたらよかったと思う。」

課題 2-(2) 新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかった。

家庭の福祉支援開始に伴って連携の必要が生じた福祉支援担当課と要対協との十分な情報共有がなされなかった。福祉支援担当課は要対協のケースであるとの認識がないままに、転居支援が行われた。

また、E保育園との連携について、A市児童相談所からE保育園へ情報提供がなされたのは、入園直前の令和5年3月31日であり、3月16日の入園説明会の時点では、E保育園は、本児が一時保護中であることも把握できていない状況であった。E保育園が世帯の詳細な情報を得たのは令和5年5月18日個別ケース検討会議のタイミングとなった。

各関係機関の所管するケースが要対協の対象ケースなのかどうかを確実に把握できる仕組みを整える必要があった。

⇒ 提言3-(3)、4-(2)

(3) 職員の児童虐待に関する理解

記録・ヒアリング調査結果 2-(3)

【経過記録 R5. 4. 5】 A 市児童相談所】

福祉支援担当課に架電。

当職が関わっているケースについて、本市で福祉支援申請をしたと話を伺ったため状況確認の連絡をいれたと説明。現在は福祉支援該当かどうかの調査中の段階。4月中には可否の判断が出るとのことで、決まったら A 市児童相談所にも一報欲しい旨を伝える。それをもって、ケース移管の関係者会議に福祉支援担当課も声掛けするかとご相談したいと付け加える。

【文書ヒアリング調査回答】 福祉支援担当課】

「市外の児童相談所から連絡がくる例はそれほど特別なことではない。本件は、転入に伴って児童相談所の管轄が変更になったという旨の連絡であったため、特別なこととしては受け止めなかった。」

【経過記録 R5. 4. 13】 A 市児童相談所】

福祉支援担当課担当職員へ電話。

本児について、昨日 4 月 12 日付けで一時保護解除となっていることを伝えた。

福祉支援申請について、本日決定が下りたとのこと。

【文書ヒアリング調査】 福祉支援担当課】 【再掲】

「『本ケースが要対協ケースである』という個別の連絡を受けた記録はなく、当時の担当職員にもそうした記憶はない。」

「本ケースが転居先を見つけ、転居手続を開始したのちに、担当職員が A 市児童相談所若しくは児童福祉担当課より「本ケースは虐待のあるケースである」という電話連絡を受けてはいる（正確な日時及び連絡元については記録なし。令和 5 年 5 月末から 6 月上旬の範囲内だと思われる）。」

課題 2-(3) 関係機関職員のもつ児童虐待に関する基礎知識等が不十分であった。

A 市児童相談所から連絡があったことや、個別ケース検討会議への出席を求められていた等の状況においても、福祉支援担当課は本世帯を虐待ケースと認識するまでに至らなかった。関係機関の職員は、児童虐待に関する知識を持ち、高い意識を持って注意を払う姿勢が必要であった。

⇒ 提言 1-(1)

3 要対協の在り方

(1) 個別ケース検討会議の重要性の理解

記録・ヒアリング調査結果 3-(1)

【「文書ヒアリング調査回答」福祉支援担当課】

「1回目(R5.5.18)の会議については、当課が出席を打診された記録はなく、当時の担当職員にもそうした記憶はない。2回目(R5.7.6)の会議については、開催の約1週間前に児童福祉担当課から担当職員へ「本ケースのカンファレンスを行うが来られるか」と連絡があり、「既に他の予定が入っているが、出席する必要があるれば調整する」と伝えたところ、予定があるなら欠席で良いと言われた。このことから、代理出席者の調整等を行っていない。」

「緊急性が高く参加必須の会議である場合、通常は日程調整の段階から打診があり、発生している問題や議論すべきことについて事前に共有される。本件についてはそのような連絡がないうえ、出席打診時のやり取り(予定があるなら欠席で良い)から、緊急性は高くないものと認識していた。」

【「文書ヒアリング調査回答」児童福祉担当課】

「当時は、福祉支援担当課は、他のケースについても個別支援会議への参加が少なく、開催側も積極的な参加を促さなかった。」

課題 3-(1) 個別ケース検討会議は関係機関が一堂に会して情報共有や協議を行う貴重な場であることの重要性について、更なる理解が必要であった。

令和5年5月18日及び令和5年7月6日に開催された個別ケース検討会議において、福祉支援担当課が会議に参加する重要性を認識しておらず欠席しており、開催側も積極的な参加を促していなかった。各関係機関は、個別ケース検討会議の重要性を認識する必要があった。

⇒ 提言3-(1)

(2) 個別ケース検討会議の会議録の情報共有

記録・ヒアリング調査結果 3-(2)

【「文書ヒアリング調査回答」児童福祉担当課】

「議事録の作成は各参加機関で作成としていたため、会議後議事録の共通化と共有は行われていない。」

【「文書ヒアリング調査回答」福祉支援担当課】

「参加打診時のやり取りから、緊急性の高い案件ではなく、予定が合わないなら欠席でよい、という程度のものであるという認識であったため、議事内容の提供を当課から求めることはしなかった。」

◆令和5年7月6日個別ケース検討会議において参加機関の認識に齟齬が生じている。
以下、例として養育支援訪問事業についての各機関の認識を示す。

【「文書ヒアリング調査回答」F母子保健事業所】

「令和5年6月19日訪問時、EPDSは0点、ボンディングは12点。腹立たしいのは二児が同時に泣くときなどを把握したため、育児支援を入れたいと思い、令和5年7月6日の他機関連携の個別支援会議の時に児童福祉担当課の養育支援訪問事業を提案したが、児童福祉担当課からは不相当と回答があった。不相当の理由は覚えていない。母の育児は大変だったのですぐに支援を入れたかったが、この家庭には費用のかかるものは勧められず、つめきれなかった。」

【「文書ヒアリング調査回答」児童福祉担当課】

「養育支援訪問事業導入の検討を行った記録はない。事業担当者も検討がされたという記憶は確認ができず、不相当と判断した事実は確認できない。」

【「令和5年7月6日個別ケース検討会議会議録」県児童相談所】

○かかわりの共有

・F母子保健事業所職員：この家庭に養育支援訪問事業を導入し、他人の目が入るように検討してはどうかと考えているが、部屋も片付いているしそういう意味ではヘルパー利用は難しいだろう。別の使い方養育支援訪問事業を使えないだろうか？
→児童福祉担当課職員：養育支援訪問事業はヘルパーの利用が主で期限も1年限りの利用となる。この家庭での利用は現実的ではないかもしれない。

○今後の支援

・児童福祉担当課職員：関わるメリットとして伝えたいのは養育支援訪問事業。保育園に申請できるまでのつなぎ。

課題3-2) 個別ケース検討会議の会議録について、情報共有の仕組みが必要であった。

個別ケース検討会議の会議録の作成は各参加機関が行っており、会議後に統一した会議録の共有が行われていなかったことで、ケースに対する理解や対応に齟齬が生じやすい状況であった。実際に齟齬が生じていた点として、令和5年7月6日個別ケース検討会議の中で養育支援訪問事業の導入について議論された内容について、児童福祉担当課とF母子保健事業所の間で、養育支援訪問事業の取扱いについて認識にズレが生じた状況が確認できる。

また、欠席した福祉支援担当課に会議録を提供せずに、福祉支援担当課側も会議録を求めていなかった。個別ケース検討会議の重要性を認識し、円滑な連携を図るため、会議録の情報共有体制を構築する必要があった。

⇒ 提言3-2)

転居に伴い引継ぎ時期に異なりが生じたことで、円滑な連携が取りづらい状況であった。また、ケース移管協議中にも新たに転居が行われるなど刻々と状況が変化しており、移管協議中においても柔軟な対応が必要な状況となっていた。

⇒ 提言 4-1)

(※) 児童相談所運営指針 (抜粋)

・移管の事前協議

「移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと」

・移管の期限

「転居が確認された時から遅くとも1か月以内にケース移管を完了すること」

・移管後の援助方針

「ケース移管後の当面の援助方針は、児童相談所間の認識の差をなくす観点から、移管先の児童相談所は、移管手続き完了後、少なくとも1か月間は移管元の児童相談所の援助方針を継続すること。1か月を経た時点で、移管先の児童相談所は新たな環境下の家族状況等をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断すること」

第4章 提言

1 児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化

(1) 関係機関職員の資質向上

児童虐待は、「児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」（児童虐待防止法第1条）ものであり、児童虐待対応機関のみならず、要対協を構成する全ての関係機関の職員がそれぞれの分野における児童虐待に関する知識を習得し、日常業務において常に意識を高く保つことが不可欠である。

このため、要対協を構成する市の関係機関職員のほか、支援が必要な児童と接する機会が多い市の関係部門の職員に向けた研修など、各機関の役割に応じた研修を企画・実施することで、各職員は児童虐待についての基礎知識を学び、適切な対応の理解に努められたい。なお、研修に際しては、本報告書も活用して学ぶことで日々の業務に活かすこととされたい。

☞課題2-(3) 関係機関職員のもつ児童虐待に関する基礎知識等が不十分であった。

(2) 組織的な支援方針の検討・決定

要対協を構成する全ての関係機関は、主体性を発揮して見解を表明するとともに、積極的に情報を提供しなければならない。対象ケースを長期的に担当してきた機関や主担当機関による判断について見解の相違が生じる場合もあるが、全ての関係機関が自らの見解や情報を積極的に発信する必要がある。会議の場に限らず、関係機関間の日常的な連絡や協議においても、積極的に情報や意見を共有し連携を深めることが、組織的かつ丁寧なアセスメントに繋がっていく。

特に、児童の身体に傷あざ等を確認した際は、それが虐待の兆候であるかの判断が困難なケースも存在することから、写真等の客観的な記録を含む詳細な情報を速やかに要対協の調整機関又は児童相談所を通じて、各関係機関に共有する必要がある。写真等の客観的記録については、それが判断に迷うものであったとしても各関係機関から本市児童福祉担当課に確実に送付することを周知徹底させることで、各機関の判断に委ねることのない確実な情報共有体制を構築されたい。

一方、情報提供を受けた機関は、ケースに対する初期の印象や判断が固定化されやすいという支援機関が陥りやすいバイアスを認識する必要がある。新たな情報や異なる見解を得た際に、これまでの対応方針に固執せず、刻々と変化する状況に応じて支援方針を見直す姿勢が求められる。虐待が疑われる兆候が見られた場合には、客観的な事実に基づき、再度アセスメントを行うこととされたい。

積極的な連携を図り、関係機関相互の意見を尊重した合意形成により方針決定を行われたい。

- ☞課題1-(2) 傷あざ等の把握に伴い、リスク評価の見直しについて検討が必要であった。
- ☞課題2-(1) 確認された傷あざ等について、より丁寧に関係機関と情報共有する必要性があった。

2 家庭に寄り添う支援の実施

保育園等への所属のない児童がいる家庭は、閉塞状態で社会から孤立しやすい状況となることから保護者の養育負担が大きくなりやすく、虐待等リスクが高くなることを考慮する必要がある。そのため、各関係機関は連携し、児童が適切な所属を持てるよう支援する必要がある。また、所属のない児童に対しては、その家庭の状況やニーズに応じた支援を行うことが求められる。

(1) 養育支援の活用

支援が必要と考えられるものの、支援に拒否的な保護者や、自ら支援を求めようとしない保護者に直面することがある。しかし、こうした家庭においても支援へのニーズが潜在することに留意するべきである。

家庭全体の養育力や養育環境の的確なアセスメントに基づき、虐待対応としての介入的アプローチの検討のみならず、母子保健部門や福祉部門からの支援的アプローチも併せて検討することが重要である。これにより児童はもとより、保護者を含めた包括的な支援を行うことで、アセスメントに見合った支援を実施することが可能となる。

特に所属がない児童がいる家庭は、保護者の養育負担が大きくなる可能性が高いことを認識し、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業などの子育て支援事業を積極的に活用する等、家庭に寄り添った支援を展開されたい。

- ☞課題1-(1) 本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があった。

(2) 利用しやすい支援サービスの提供

若年層の保護者や経済的困難を抱える家庭等においては、手続の煩雑さや有料サービスへの負担感から、子育て支援サービスの利用に消極的なケースも想定される。また、様々な実態調査及び事例検証により、転居を繰り返す家庭の中には地域との繋がりが希薄となったり、虐待につながる恐れのある事例がみられることが報告されている。このような家庭では、まれには児童相談所など関係機関の関与を避けるための転居という可能性もある。

これら支援に結びつきにくい家庭に対しては、児童虐待防止法に基づく「特別の支援を要する家庭」としての優先的な取扱いなど、利用できる制度を最大限に活用することで少しでも手続面や費用面での負担軽減を図り、利用しやすい養育支援サービスを提供することで支

援の受け入れ拒否を最小限に抑えることとされたい。また、サービス提供にあたっては、支援の必要性や利点を丁寧に説明し、利用を促すアプローチを粘り強く実施されたい。

☞課題 1-(1) 本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があった。

(3) 母子保健の支援の在り方

支援に拒否的な保護者や、自ら支援を求めようとしない保護者に対しては、そのように至った背景にも目を配り、支援の拒否を招くことのないよう当事者目線に立った丁寧な関わりを行うことが重要となる。一方、保護者に拒否されることが目的化してしまうと、踏み込んだコミュニケーションや支援をすることに躊躇し、かえって保護者の発する SOS を捉えることができず、保護者に深く関わる機会を逃してしまうことにつながる。

また、児童の成長とともに、親子の関係は変化することに留意し、そのときそのときに保護者が育てにくいと感じていることを理解し共感することが重要である。

さらに、保護者や児童を個々にアセスメントし、表面化した課題やニーズにのみ目を向け、その場で指導しようとするのではなく、家庭全体をアセスメントし、今後この家庭に起こりうる課題を予測し予防的にかかわる視点とそれらにどう対処していくのかを家族と一緒に考えるというプロセスを大事にすることにより、信頼関係の構築に努めることが重要である。

これらを実践していくためには、初回のアセスメントだけでなく、その後のかかわりを通して観察した内容をもとに繰り返しアセスメントを行い、支援方針を見直していくことが必要となる。

また他市からの引継ぎは書面だけでなく口頭も含め十分に行い、それらの情報から担当者のみで判断するのではなく、チームで情報を共有し支援方針を決定すること、そして支援者が実際のかかわりから得られる情報をもとにしたアセスメントを行い、それをまたチームで共有し支援方針の見直しを含めた検討を行うという体制づくりが必要である。

母子保健の支援者も児童虐待支援に関する十分な知識を習得した上で、保護者の発する SOS を捉え、保護者を助けたいというメッセージを伝えるとともに、保護者や児の表面化した困りごとだけに目を向けるのではなく、予防的な視点をもって、家族全体を繰り返しアセスメントし、チームで情報共有しつつ、対応策を家族とともに一緒に考えるという姿勢で支援に臨まれたい。

☞課題 1-(1) 本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があった。

3 要対協の在り方

要対協は、支援を必要とする児童及びその保護者に対し、関係機関が連携して適切な支援を提供するための重要な地域ネットワークである。児童に関わるすべての機関は、要対協の重要性及びその意義を改めて認識し、積極的に関与することが求められる。

(1) 個別ケース検討会議への参加と決定事項の取扱い

個別ケース検討会議の出席要請には、各機関は特に留意して必ず出席することとされたい。やむを得ない理由により担当者の出席が困難な場合であっても、代替職員を出席させるなど、組織として最大限の配慮を行う必要がある。

一方、開催側も、必要な関係機関に対して積極的に参加を促すことが重要である。出席要請を行う際には、ケースの状況や期待される役割などを明確に伝え、関係機関が主体的に出席するよう働きかけることとされたい。

また、個別ケース検討会議において決定された支援方針及び自機関の役割は、会議終了後速やかに内部で情報共有し、組織として意思決定した上で支援を実施することとされたい。

☞課題 3- (1) 個別ケース検討会議は関係機関が一堂に会して情報共有や協議を行う貴重な場であることの重要性について、更なる理解が必要であった。

(2) 個別ケース検討会議における会議録の作成と共有

個別ケース検討会議の開催に際しては、以下の点に留意し、関係機関間の連携強化及び情報共有の徹底を図られたい。

1. 会議録作成者の役割を明確にし、適切に記録を作成すること。
2. 作成された会議録は、関係機関で共有し、情報の齟齬を防止すること。
3. 会議を欠席した機関に対しても、確実に会議録を共有し、情報伝達の漏れを防ぐこと。
4. 会議録の作成・共有にあたっては、ICT等を活用した事務の効率化について検討すること。

☞課題 3- (2) 個別ケース検討会議の会議録について、情報共有の仕組みが必要であった。

(3) 情報共有体制の構築

各関係機関が所管する個別ケースが、要対協の対象ケースとなっているか否かを確実に判断できる体制の構築が必要である。対象ケースの情報共有の在り方を見直すことで関係機関の把握頻度を向上させる等、適切な把握体制を整備されたい。

また、新たに要対協の対象ケースであると認識した際は、関係機関間で速やかに連絡を取り必要な情報を共有することで、転居等による家庭状況への大きな変化にも迅速に対応できるよう徹底されたい。

要対協の対象ケースとして認識した各関係機関は、それぞれの業務の専門性を活かしつつも、児童虐待防止の観点から自らの業務を捉えた上で必要な支援を行われたい。

☞課題 2- (2) 新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかった。

4 児童相談所と市関係機関との連携

本項は、本市に児童相談所が設置された際において対応を求めるものである。また、ケース移管時においては、本市の児童相談所との移管相手となる児童相談所に対し、同様の対応を本市の児童相談所から要請するよう求める。

(1) ケース移管の時期と関係機関との連携

児童相談所間のケース移管においては、国の児童相談所運営指針等に沿った対応が求められる。一方、指針だけでは対応しきれない事態に対しては、臨機応変な対応が必要となる。

今回の事例のように、児童が一時保護中に家庭が転居した場合、一時保護が解除されるまでケース移管は行われませんが、家庭復帰の可能性がある中においては、両児童相談所は移管前の段階から積極的に連携することが求められる。まずは、転居が判明した時点で、取扱中の児童相談所は、転居先を管轄する児童相談所に速やかに情報共有を行うとともに、転居先を管轄する児童相談所も、家庭復帰の可能性が検討されている状況においては早期から情報収集に努めることとされたい。また、一時保護中の転居に伴った児童相談所以外の各関係機関間の引継ぎは、機関毎に引継ぎ時期が異なることで状況把握に差異が生じる可能性が考えられるため、取扱中の児童相談所は、要対協を適切に活用する等で関係機関との情報共有を図り、関係機関が円滑に連携できるよう支援されたい。

また、児童相談所間のケース移管時において、移管元の児童相談所は、移管の最中においても、新たな情報や異なる見解を得た際に、従前の支援方針に固執することなく当該変化を踏まえた主体的なアセスメントを実施すること。加えて、移管先の児童相談所は、一時保護中等の理由により移管前の段階であっても、個別ケース検討会議に積極的に参加するなど、情報収集や意見交換を行うことで、移管の前後を通じて切れ目のない支援がなされるよう留意されたい。

☞課題 4- (1) 一時保護中の転居やケース移管協議中の転居という複雑な状況下で、イレギュラーな対応が求められる状況であった。

(2) 新規に関係機関となった組織との連携

支援過程において、保育園入園等により新たな関係機関が加わる機会は、往々にして家族の状況に変化が生じる転換点となる。特に、一時保護解除に伴う移行期などは極めて重要な時期であり、このような局面では適時適切な情報共有が効果的な支援の実施に不可欠となる。今後設置される本市の児童相談所は、取扱中のケースについて、新たに関与する関係機関に対し、ケース移管時に準ずる情報を提供するとともに必要な説明を行うことで、円滑な支援の実施に繋がられたい。

☞課題 2- (2) 新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかった。

おわりに

本委員会では、令和6年8月から1年7か月にわたり、本事例の検証を行ってきた。本事例は、結果として不起訴処分となった事例であるものの、児童相談所や本市関係機関が連携して支援を行っていたなかで未来ある尊い命が失われたことを重く受け止め、より良い支援に向けた検証を行ったものである。

対象となった家庭は、児童が一時保護されている間に取扱中の児童相談所の管轄外へ転居し、また、保護者が支援機関に対して拒否感を示すなど、様々な要因が重なり、支援のハードルが高い事案であった。それぞれの部署や関係職員は、自身の役割を果たすべく真摯に対応していたが、振り返ってみれば、対応状況は十分とは言えず、改善すべき点が多くあった。

この現状と課題を踏まえ、本報告書では、児童・保護者への支援の在り方や、支援体制の改善策について、4つのテーマにまとめて提言した。船橋市には、示された提言をしっかりと受け止めて着実に実行し、体制の強化と援助の質を高めることを求めたい。

とりわけ、船橋市においては、令和8年7月の児童相談所開設に向けた準備を進めている。開設により、虐待の未然防止から初期対応、一時保護や施設等への措置、在宅支援までを切れ目なく一貫した支援が行えるようになる等、船橋市の児童に関する相談援助体制が大きく強化される。今後、船橋市の児童相談所においても、本報告書の提言内容を十分に活かし、職員全員が一丸となって「児童を絶対に守り抜く」という高い使命感のもと邁進していくことを強く期待する。

最後に、亡くなられた児童のご冥福を心よりお祈り申し上げ、本報告書の結びとしたい。

【参考】

船橋市児童死亡事例対応検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和5年7月に本市において発生した児童死亡事例(以下「本事例」という。)への本市の関与や支援について、事実関係の把握、検証を行い、今後、本市が取り組むべき課題、再発防止に向けた方策の意見又は助言を有識者に求めるため、船橋市児童死亡事例対応検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について検証、検討等を行い、市長に意見又は助言を述べるものとする。

- (1) 本事例の事実関係、本市の児童及び保護者への関与や支援に関すること。
- (2) 本事例の検証を踏まえた本市が取り組むべき課題や再発防止に向けた方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童虐待並びに児童及び保護者への関与や支援に関して見識を有する者
- (2) その他市長が必要であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務についての審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に召集される委員会については、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くこと、又は関係資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課及びこども家庭部こども政策課において処理する。

(災害補償)

第9条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

船橋市児童死亡事例対応検証委員会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属、役職等	備考
うちだ のりこ 内田 徳子	弁護士（柏綜合法律事務所） 千葉県弁護士会子どもの権利委員会 委員	委員長
おおつか よしこ 大塚 佳子	医師（医療法人社団聖鳥会にじの空クリニック 院長（精神保健指定医）） 一般社団法人船橋市医師会 理事	
かわさき ふみひこ 川崎 二三彦	社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター センター顧問	
さとう たくよ 佐藤 拓代	医師 公益社団法人母子保健推進会議 会長	副委員長

検証委員会の開催状況

	開催日	内容
第1回	令和6年 8月 28日	・検証の目的・方法、スケジュール等の確認 ・事例の概要把握による疑問点や不明点の整理
第2回	令和6年 12月 9日	・3自治体の資料共有による事実関係の把握、調査事項の整理 ・ヒアリング調査の実施方法等の確認
～ 関係機関への文書ヒアリング調査を実施 ～		
第3回	令和7年 4月 22日	・課題の抽出・整理
第4回	令和7年 10月 28日	・改善策の検討・提言の整理
第5回	令和8年 2月 9日	・報告書の取りまとめ

